

平成27年度第1回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	平成27年度 第1回島根県公共事業再評価委員会
日時	平成27年7月10日(金) 13:30~16:20
場所	島根県民会館 第1多目的ホール
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ●委員 安部康二、来海公子、木村和夫、宗村広昭、高田龍一、常國文江、寺田哲志、平川眞代、正岡さち、三輪淳子(敬称略) ●県 土木部 次長(技術)、土木総務課長、技術管理課長、道路建設課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長 他
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・平成27年度第1回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・平成27年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・平成27年度公共事業再評価対象事業 対応方針(案) ・島根県総合発展計画における再評価事業位置づけ一覧 ・追加配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業地区 事業費負担割合一覧表 ・費用便益比算定資料

平成27年度公共事業再評価対象事業一覧表

【県事業】

所 管 課	事 業 名 (内 容)	地 区 名 (又は箇所名、工区名等)
道路建設課	1 防災安全交付金事業	(主) 田所国府線 有福温泉工区
	2 防災安全交付金事業	(一) 柿木津和野停車場線 中座工区
河川課	3 総合流域防災事業	高津川 (六日市)
	4 流域治水対策河川事業	朝酌川
	5 流域治水対策河川事業	中川
港湾空港課	6 海岸高潮対策事業	別府港大山地区
砂防課	7 通常砂防事業	湯屋谷川
	8 地すべり対策事業	都万目地区

1. 開 会

2. 挨拶（土木部次長）

3. 委員紹介

4. 出席者紹介

5. 議 事

<会長の選出>

委員の互選により会長選出。

[会長] 挨拶。

会長が会長代理を指名。

本日の議事録を署名する委員を指定。

(1) 再評価対象事業全箇所の説明

[会長] それでは、これより本年度の再評価の対象事業となっている箇所につきまして、実施主体のほうから順次説明していただき、それらの中から現地調査、詳細審議を行う箇所を抽出していきたいと思っております。今年度は箇所数が8地区と少ない状況でございます。一応、私が全体の最終的な取りまとめを行って知事への具申書を書きますけれども、地区ごとの意見については、各委員の皆様にお世話になるわけですけれども、あくまでも委員会としての意見ということで最終的に上げていくこととなりますので、それにつきましても、またいろいろご意見をいただきながら審議を進めていきたいと思っております。今の私の考えでは、今年度は全地区を詳細審議の対象にしたいと考えております。それからもう一点、これから対象事業の説明をしていただきますが、委員の皆様には事前に資料をお配りさせていただいているようにございますので、そのあたりを鑑み、事業概要については最小限にさせていただいて、やはりポイントは、今回再評価の対象地区として挙がってきているということなので、そのあたりのところをきちんにご説明いただきたいと思っております。特に、経過年数について、長期間にわたっているということは大きな問題ですので、なぜそうなっているのかということ、また、対象案件の中には、知事が必要と認めて再評価の対象となっている案件もあったはずですので、そういったものの理由など、ポイントを押さえた説明をお願いしたいと思います。おおむね1地区10分程度で説明していただきますと、予定している時間内で収まると思っておりますので、よろしく願いいたします。

・道路建設課所管の再評価対象事業（2事業）について、道路建設課から説明

- ・防災安全交付金事業 (主)田所国府線 有福温泉工区
- ・防災安全交付金事業 (一)柿木津和野停車場線 中座工区
- ・河川課所管の再評価対象事業(3事業)について、河川課から説明
 - ・総合流域防災事業 高津川(六日市)
 - ・流域治水対策河川事業 朝酌川
 - ・流域治水対策河川事業 中川
- ・港湾空港課所管の再評価対象事業(1事業)について、港湾空港課から説明
 - ・海岸高潮対策事業 別府港大山地区
- ・砂防課所管の再評価対象事業(2事業)について、砂防課から説明
 - ・通常砂防事業 湯屋谷川
 - ・地すべり対策事業 都万目地区

〔会長〕 以上、対象事業について説明をしていただきました。その後、委員の皆様からいろいろとご質問をいただきたいと思いますが、事業の重要性、必要性については非常に詳しく説明されたわけでございますが、まあ、私からも後で説明をお聞かせいただきたいのですが、まず、完了予定年度については、現時点での予定なのか事業採択時の予定なのか。例えば、事業採択時において、当初から10年以上の工期であれば、事業着手後10年が経った時点で、淡々と事業を進めていてもここに挙がってくるわけですね。だけれども、そうではない何かの要因があって遅れたため今このようになっているとか、そのへんの説明が全く聞かせてもらえず、事業の必要性の話ばかりを長々と説明されましたので、私はそのへんはよく分かりません。ちょっとここで休憩を取らせていただいて、その後に質問をさせていただきたいと思います。

(休憩)

〔会長〕 そういたしますと、先ほど、各事業課のほうからご説明いただいた内容について、いろいろとご質問やご意見があろうかと思いますが、これまでの慣例ということで、各委員の皆様方にはそれぞれ地区を担当していただくことになるとと思いますので、担当する地区を決めた上でご質問をいただいたほうが、より効率的に進められるのではないかと考えますが、それでよろしいでしょうか。

(一同同意)

〔会長〕 そうしますと、今年度は県事業のみで8箇所でございます。私は最終的に全部をまとめるとしますと、9人の委員で各地区を担当していただく格好となります。ただ、後で説明があると思いますが、フォローアップを行う地区が1箇所ありまして、これについても、意見具申という形とは別になりますが、委員の方からコメントをいただきたいと思っておりますので、それを合わせて9地区について、9人の委員でそれぞれ担当するという形にしてはどうかというふうに思っております。また、現地調査の日程調整も行われているところで

すが、どちらかの現地調査にご都合がつかない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったこともふまえていただき、さらにもう一点、隠岐の2箇所については、やはり日程的に現地に行くことは無理ということで、また、隠岐の案件はいずれも進捗率もかなり高い状況でございますので、この2件につきましては、東部の現地調査の際に、どこか会場を準備していただき、そこで詳細に現地の状況を説明していただき、その上で担当の方には執筆していただくという形で進めていきたいと思っております。したがって、8地区のうち6地区につきましては、東部、西部に分けて現地調査を行った上で詳細審議という形を取りたいと思います。

それでは、具申案の執筆を担当する地区を決めていきたいと思いますが、まず、皆様からご希望があればおっしゃっていただき、もし、どこでもいいということであれば、ある程度、私のほうからこちらの地区をお願いできればという形で決めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

※以後、話し合いにより、執筆主担当者・副担当者を決定した。

[会長] それでは、これより先ほどご説明いただきました各地区につきまして、皆様からご質問やご意見をいただきたいと思っております。いろいろとあろうかとは思いますが、できるだけまとめて、各委員の皆様それぞれ1回程度でご発言いただけたらと思っております。最初に私のほうからですが、実は私、事務局のほうには以前、先ほど前半の最後のところでも申し上げましたように、結局、ここに挙がってきている案件はそれぞれ、再評価の対象となる再評価区分がいろいろあるわけですが、話を聞いていて、ここのあたりのポイントが十分に伝わってこないものが結構ありました。今後、現地調査あるいは実際に意見具申を書く段階でやり取りが出てくると思いますが、やっぱり一番のポイントとなるのは、皆様方の説明を聞いていると、何か必要性や重要性を述べられて、だから当然やって当たり前でしょう、継続でしょうという事務局案に見えるんですよ。そうではなくて、こういう理由でここに挙がってきているんだけど、こうだからこうだよという、そのところが十分に伝わってこないものがいくつかありましたので、ちょっと冒頭で話させていただきました。おそらく委員の皆様からのご質問の中からもそういったことも出てくると思っておりますので、そこで議論を深めたいと思っております。それでは、委員の皆様、どなたからでも結構ですのご質問等がありましたらお願いします。特に担当地区についてご質問いただければ幸いです。

[会長] 発言が出にくいようですので、最初に私から質問をさせていただきます。まず、①番と②番の道路建設課の事業はともに費用対効果が1を切っているのですが、道路事業については以前、県独自で評価基準を定めて費用対効果をフォローしようということがありましたよね。そういった面から見た時、これらの事業はどのようになっているのでしょうか。

(道路建設課) 費用対効果はともに1を切っておりますが、この委員会でも認めていただいた県独自の新しい評価指標でいきますと、社会的効果も含めて「a a a b b b」というこ

とで、全て、合わせて6項ということになっておりまして、それは再評価時も変わっておりませんので、実施する価値があるということで評価できると思っております。

〔会長〕 分かりました。ありがとうございました。それともう一点、①番の有福温泉工区の説明の最後のところで、橋が1箇所まだではあるけれども暫定供用をしたいというような説明があったと思いますが、ここでの暫定供用とはどういうことを意味しているのでしょうか。

（道路建設課） 図面の中で見ていただきましたように、最後の橋梁だけが架からずに、バイパスですので、結局全て通れないということになっておりますので、これまでにできた道路の部分、橋梁も別に一つ架けているところもありますので、その道路を使って、今回計画したところの難所でございます交差点につきましては回避するようなルートを考えたいと思っております。ただ、現道のヘアピンカーブとかをクリアすることはできませんので、当然、最終形が一番いい形をめざしてやっていきますが、いつまでもずっとそのままの状態ではいられないと思っておりますので、今年1年で区切りを付けて、来年度のところでもしうまくいかない場合はそういうことも考えて、こちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。

〔会長〕 はい。ありがとうございました。

（委員） ただいまの有福温泉工区のこと、ついでにお伺いします。この、最後の難所というところは、温泉街の中なんですか。

（道路建設課） 温泉街ではなくて、温泉街のちょっと前側といいますか、温泉街の入口に入るヘアピンカーブがございますが、それよりもちょっと谷の下側になるところになります。

（委員） たまに有福温泉に行きますと、昔っぽくて情緒がある、そんなところだと思うんですけども、そういう景観とかには配慮されたりしているのでしょうか。

（道路建設課） もちろん景観は大切ですので、当初の事業段階のところで、パースと呼ばれる完成予想図を書いて、地元の方々にも見ていただいた上で決めた橋梁になっております。

（委員） それと、図面を見ると、有福温泉と美又温泉、旭温泉をつなぐというのが将来考えられているところですよ。この先は今後延びる予定ですか。

（道路建設課） その先も県道はございまして、交通の難所もありますので、今のところは事業化はしておりませんが、田所国府線という県道沿いに3つの温泉がかたまっておりますので、ネットワーク的にも必要性があるところで、特に有福温泉工区については、温泉の入口ということになりますので、最優先で今、事業を進めているというところがございます。

(委員) 分かりました。

(委員) 私は①番を担当しますが、この工事では「アクアス三湯めぐりルート」というのが目玉になっておりまして、私の知る限りでは、旭温泉、それから美又温泉、これらのところは道路がずいぶん良くなりまして、今、浜田駅から三湯めぐりということでバスが出ているのですが、意外と人気がなく入湯客が少ないというようなことも聞いております。特に有福温泉については、私は常々思っているのですが、県道から温泉街の中へ入る入口のところが非常に貧弱で、2年前の水害でも、この温泉街の中には小さな川が流れているのですが、そこに土砂があふれまして大きな災害になったわけです。ですから、これは県道の改良とは直接関係はありませんが、私の考えでは、県から江津市のほうにお願いして、温泉街の入口のところの道路をなんとか改修してもらえないかというふうな要望は出せないものなのかなと常々思っているのですが、いかがなものでしょうか。

(道路建設課) 江津市道に関しましては、こちらでは何とも言えないのですが、ただ、非常に入口が狭いのと、大型の車が入れないということで、今回のこの県道の橋梁が架かると、その付近に大型のバスが止められるような形にしまして、今はほとんど個人で、乗用車で来られるお客様が多いというふうに聞いておりますが、もう少し大型のバスによるお客さんが呼べるようになるのではないかなというところで事業を進めております。確かに入口のところは狭いのですが、ヘアピンカーブのところの橋梁ができれば、そこを通らなくてもよくなりますので。入口のところは本日意見をいただきましたので、また江津市のほうとお話をさせていただけたらと思います。

(委員) ありがとうございました。

(委員) ⑦番の湯屋谷川の砂防事業についてお尋ねいたします。資料によりますと、3号堰堤の作業道を施工される際に掘削斜面が崩壊して事業の進捗に遅れが生じたということですが、この斜面の崩壊というのはいつ起きたことでしょうか。

(砂防課) 湯屋谷川の3号堰堤は平成23年度に完成しており、それに伴って付替道路は23年度の末くらいから着手しているんですけども、その付替道路を施工している時に、下流、中流、上流の3箇所が崩壊が生じました。この付替道路は道が狭いため、一方からしか作業車を通すことができず、例えば上側と下側の両方から同時に施工するというようなことができないため、下側から順に崩壊したところを留めないといけないということから事業が遅れたところなんです。

(委員) 前回の再評価の際に現場を見せていただき、付替工事の場所もを見せていただいたのですが、その時にはそういう崩壊はまだ発生していなかったのでしょうか。

〔砂防課〕 前回の再評価が、5年前の平成22年度ですので、23年度に3号堰堤が終わって、それから付替道路を本格的に施工しておりますので、前回の再評価以降に発生しております。

〔委員〕 そうですか。近年、土砂災害が大変問題になっておりますので、やはり生活基盤を安定させるということでは、この工事というのは、ぜひともしっかり完了していただきたいと思うので、私も勉強させていただきながら見せていただきたいと思います。

〔会長〕 この湯屋谷川の砂防事業は、工事期間が22年となっておりますけれども、これは、計画当初のものでしょうか。一方で完了年度は平成34年度となっておりますが、これも計画時点のものでしょうか。

〔砂防課〕 完了年度については、前回の再評価の際に説明させていただいた時は平成32年度でした。ですので、計画自体は、説明の中でも申し上げましたが、砂防堰堤は1基あたり大体6年程度かかりまして、湯屋谷川では3基あるということからも、当初は平成32年というふうに説明をさせていただいたんですけれども、今回の再評価ではそこを34年度に変更させていただきました。再度流域調査をしましたところ、一番下流のところ計画している1号ダムの下流のほうに荒廃したところが多々見受けられましたので、流路工を計画しなければならないということで設計をしまして、その関係で2年ほど工期を延ばさせていただきました。

〔会長〕 砂防堰堤の重要性を盛んにここで、写真も使ってPRしておられて、すぐそばの反対側で以前災害が起きているというような説明もあったんですけれども、例えば、流路工とかいろいろあるんですけれども、砂防堰堤に関してはもう全部終わっているのでしょうか。

〔砂防課〕 現在、砂防堰堤は3基あるうちの1基しか終わっていません。

〔会長〕 それは、計画的に順番を追って、例えば下を先にやっても意味がないとか、上を先にやっても意味がないとかというような意味があってそのようになっているのか。というのは、先ほどから説明の中では非常に事業の重要性を言っておられて、砂防堰堤とはこんなに大事なものだと言っておられたわりに、なぜ2つもほったらかしにしてまだ1つしか終わっていない状況になっているのか、私には分かりません。10年も過ぎているのに。

〔砂防課〕 3号ダム1基しか終わっていないということについて、前回の説明の中でもちょっと申し上げたんですけれども、反対側に布勢川という川があって、こちらで平成9年に災害が発生したため、そこに事業の投資を行わなければならないということがありました。そのため、若干、湯屋谷川としての進捗が遅くなったということで事業が延びているというふうに見えるんですけれども、そういった布勢川に重点的に投資をした結果、湯屋谷川は3号ダムしか終わっておらず、進捗が遅くなっているように見えるというところはあります。

ただ、堰堤は1基6年程度かかりますので、3基であれば大体18年程度、全体としての事業としてもかかるというところで今動いているところです。

【会長】 結局、布勢川のほうに予算的なものを含めた力が集中的に必要なになったので、ちょっとこちらが置いてあったということでしょうか。

（砂防課） はい。そのために進捗がちょっと遅くなったということです。

【会長】 いずれにしても、土砂災害については、この間広島であったようなことが島根でも起きないとも限らないわけで、よくよくそのところは認識した上で事業を進めてほしいと思います。

（委員） まず、②番の中座工区についてお尋ねします。説明をされたかもしれませんが、この事業は進捗が遅れていて今回再評価に挙がってきたものでしょうか。それとも、順調にやっているけれども、一定の時間が経過したということで挙がってきたのでしょうか。用地買収も100%完了していますし、どうなのかなと思ったものですから。

（道路建設課） ここについては5年前にも再評価をしていただいているんですが、その時は平成27年度の完成予定でした。それで今回、完成年度が2年遅れているのは、ちょっとお話をさせていただきましたが、雨が多くて盛土をしていた区間が崩れてしまい、その復旧に時間を要したというところがございます。事業費的にも非常に大きいですし、あと、国土交通省やJRとの調整も必要なことから、当初から平成27年度としておりました。

（委員） 次に、B/Cについてですが、例えば、⑥番の隠岐の別府港ではB/Cが3.25と非常に高くなっている一方で、道路事業では1を切るような状況となっていますよね。パワーポイントを見たときには、隠岐の潜堤の事業のほう为民家も少なく、そこで事業費が18億円ということで、効果が3倍あるとしたら60億円の効果があると言われていたけれども、民家の数も少なく後背地に何も無さそうところで60億円の事業効果があると。かたや道路というのはいろいろな方が便利に通るようになるためのもので、どう考えてもそっちのほうは事業効果的にはあるのではないかと。まあ工事費もたくさんかかるとは思うんですけども、なぜ、B/Cがかたや1を切っていて、かたや3~4に近いということが起こるのかなということが、もう一つちょっと分からないので、教えてほしいと思います。もう一つ続けて、地すべり対策の事業が一つありましたけれども、⑧番ですね、地すべり対策事業は1ブロックあたり3年~5年程度かかるということで、今、2、3ブロックが終わっていてあと3ブロックありますよという話があったと思うんですけども、1箇所にも最低3年かかるとすると早くても9年、5年かかるとすると15年かかるわけで、そうなるともう1回この再評価に挙がってくる案件ではないかと思ったんですね。ただ、完成予定年度を見ると平成30年度になっていて、どう考えても計算が合わないなと思ったので、なぜそういったことになるのか教えていただければと思います。

(砂防課) 地すべり対策事業のほうから回答させていただきます。この事業は、B、CブロックとGブロックというブロックが残っております。B、Cブロックにつきましては、図面を見ていただくと分かるように、重なっているブロックになっていまして、これは同時施工が可能であると判断しており、設計も一緒に実施しております。それで昨年度からやっているんですけども、昨年度は雨が降らなくて、また今年観測設計をして、出水期後の年度後半ぐらいから工事に入ろうと思っていまして、今の予定ですと平成27、28年度に対策工事をして29年度に効果確認をしようと思っております。一方Gブロックにつきましては、斜面がB、Cブロックとは反対側の斜面になりますので、連動はあまりしないだろうということで来年度設計をしまして、ブロックが比較的小さいですので、これは単年度で工事が終わるということで、平成28年度に設計、29年度に工事、30年度に効果確認ということで、1ブロックあたり3年から5年というふうに幅を持たせていますが、一応ある程度余裕を見込んだ上で平成30年度に完了というふうに考えております。

[会長] 余裕を見込んで30年度ということですか。

(砂防課) 一応、大きいB、Cブロックは工事を2年間みていますので、ちょっと雨の降り方によっては、絶対にできるかと言われるとなかなかちょっと難しいところはあるんですが、もともと当初から平成30年度完了ということで、今回再評価は初めてなんですけれども、もともとの予定と同じ完了年度で挙げていますので、とりあえずはそれを目標にやっていきたいと思っております。

[会長] よろしくをお願いします。

(港湾空港課) 道路事業のB/Cとどのように違うのか、具体的なところが今ちょっと分からないんですけれども、この高潮対策については、資産の被害ということで、家屋については56戸の浸水被害の低減ができるということで算定をしております。毎年の高潮被害が、平成29年度の完成後から50年間、家屋被害ですとか公共施設被害、そういったものが発生しなくなるということで、その50年間分の効果を見込んだ額が、事業費の3.25倍の95億円というふうに見込んでおります。

[会長] ちなみに、この効果はいつ時点の効果でしょうか。計画時点の効果ですか。というのは、社会情勢がずいぶん変わっていて、先ほど委員からご指摘があったのも、写真で見る限りパラパラと家があって、これだけでこんなに効果が出るのというような話だろうと思うんですね。

(港湾空港課) 効果は現時点で計算した評価になります。

[会長] ということは、現時点での設備、現存する設備を対象として効果を出したという

ことですね。

(港湾空港課) そうです。

[会長] 委員、よろしいですか。

(委員) しつこいようですけれども、隠岐では事業費が20億で事業効果が60億程度、一方、例えば中座工区だと63億ぐらいの事業費でB/Cが0.8なので事業効果が50億ちょっとということですよ。やっぱり道路のほうが効果は高いような気がしちゃうんですよ。だから、隠岐は効果が波及する範囲が狭いような感じがして、一方道路のほうは逆に広域的にみると利便性が上がるわけですから、効果がもう少し大きく広がる気がしてしまうんでしょうね。そのへんをちょっと教えてください。

(道路建設課) 道路事業の効果の部分、便益については、例えば河川事業や今の港の事業もそうだと思うんですが、財産を守るとか家屋を守るということで、それがなかったらその財産がなくなるというところが便益に入ってくると思うんですが、道路につきましては直接的な効果だけしか便益として認めていませんで、それは具体的に言いますと、時間短縮効果と事故減少効果、それから走行経費の減少効果という3つだけで計算しなさいということになっておりまして、例えば観光客が増えるとか、利便性が上がるとか、救急医療に役立つとか、そういったことは逆にお金になかなか換算できないものですから認められておりません。そこで、皆様方のお手元に追加配付資料ということで配らせていただいた資料があると思うんですけれども、その中で、道路事業については、便益として認められている3つの効果だけでは道路事業を説明しきれないものですから、県独自の評価手法として、産業振興の面ですとか生活環境の改善の面とかといったところで○を付ける形で評価をして、B/Cと合わせて総合的に評価をするということで、この再評価委員会のほうでも説明をさせていただいて、B/Cが1に届かなくても、これらの点数が高ければ事業を実施する価値があるということ認めるような形で事業をさせていただいております。

[会長] この効果の出し方がですね、結局、守りに入ると財産がなくなるという効果がものすごく大きいですよ。それと、今の道路の場合ですと、やっぱり地域振興とか産業振興とか定住とか、そういった間接的なものもあるということで、実は数年前にこの道路に関する効果の見方を、資料にあるようなa bで評価する方式を、私と前任の会長と一緒に委員会に入って検討した経緯があります。ここのあたりが、公共事業といえども事業によって効果の出し方が違ってくるところがあって、やっぱり非常に難しいところだろうなあというふうに私は感じております。ただ、先ほど委員からご指摘があったように、地域振興とか定住、また県の主要施策でもある産業振興など様々な面で道路というのはいろいろな価値があるのだけれども、一方で、地すべりなどの防災的な事業は、なくなったら本当に財産がなくなるという話なので、そういったところに効果を求めるとどうしても効果が大きく出てくるということになると思います。

(委員) 確認と質問がありますが、まず、⑧番の地すべり対策事業ですが、終わっているのがAブロックとEブロックとFブロックということでいいですね。

(砂防課) はい。

(委員) それで、事業効果というところでちょっと質問なんですけど、今、大体70%くらい工事が終わっているんですけど、その他の効果というところで、地域における人口減少の歯止めと書いてあるんですけど、今の段階でこのあたりの効果は出ているんでしょうか。

(砂防課) 対策の順番として、規模が大きくて保全対象が多いというところからやっております。もともと対策が終わっておりますA、E、F、これがかなりのウェイト、保全人家等を占めておりますので、このような表現をさせていただいているところです。

(委員) 現在のところで、不安で引っ越しをされた方とか、安心できるようになって帰ってこられた方とか、そういうような状況はありますか。

(砂防課) 保全人家戸数については、事業実施当初と変わっておりませんので、そのままといいますか、10年前と変わらずというところです。

(委員) 分かりました。

(委員) 担当ではないのですが、④番の朝酌川のことについて二点ほどお聞きします。河川整備計画というものが平成27年3月に島根県によって策定されたというふうに書いてありますが、その前後で何が一番大きく変わっているのかということをご説明ください。二点目は、国の計画との連携ですとか整合性ということについて触れておられましたが、それは具体的にどういうことを指すのかお教えてください。

[会長] これは私も質問したかったんですけども、まあ最後でもいいかなと思っていましたけれども、この2つ、よく分からないですね。整備計画があったということは事実なんですけど、何のための、どこがポイントで、整備計画のどこがどんなふうに変ったのかというポイントが全くつかめなかったんで、すみませんが今の委員の質問に加えてご説明をお願いします。

(河川課) もともと昭和39年の豪雨を受けまして、それに基づいて、治水計画といえますか、お配りしております資料の旧計画のところなんですけれども、北田川、京橋川、城西堀川、四十間堀川の河川の拡幅を考えておりました。ただ、現実としまして河川の拡幅ということになりますと、松江市街地の中を全て拡幅するのは非常にコストもかかりますし、景観上、歴史上保存するものもありますので、それは非常に難しいというか、現実的ではな

い計画であったところです。それに対しまして、なるべく河道に負担をかけないような計画ということで、今回、上追子川のポンプ場の増設とか放水路とか、あるいはため池とか遊水池を利用して、なるべく河道を拡幅しない計画を立てようというところが、今回の河川整備計画策定において見直した点です。それで、先ほど国との関係という話があったんですけども、国のほうは大橋川という河川を今、改修しております、大橋川の川が溢れることによって松江市側のほうにも浸水被害が起こりますので、国は築堤をしたり川幅を拡げているんですけども、その国が定めている計画と整合を取るような内水対策といいますか、松江市内の県河川の治水計画というか、そういったものを今回、国の計画に合わせて策定したということです。

〔会長〕 中川についてはどうですか。

（河川課） 中川につきましても、内水対策ということで、これは以前からずっとありまして、これは引き続き河道の拡幅をしていこうと思っております。

（委員） 中川については、変更点はないということですか。

（河川課） 変更点はありません。それ以外の松江市街地内の川については、なるべく今の景観を残したもので工夫をしながら治水をしていこうということで、ポンプとかそういったものを利用しております。

（委員） 中川ですけれども、過去何回か氾濫をしているんですけども、そのへんについて、当然宍道湖の水位が上がり、そして四十間堀の水位が上がり、中川の水位が上がることだろうと思うんですが、まあ、末次のポンプ場から吐き出す、上追子のほうから吐き出す、堀川のほうからの水位も下がっていつ出るんでしょうけれども、この中川自体が持っている問題というのは明確になっていますか。要するに、極端に言えば四十間堀の水位が下がっていたら水は捌けて中川自体の氾濫はないよとか、そこらへんの、大橋川、四十間堀、それから末次のポンプ能力とか、そういうものと中川との関連というのは、メカニズム的に分かっているものなんですか。

（河川課） 大橋川の水位のほうは、どちらかというと内水が入った後に水位が上昇していきますので、初期の洪水に対して、松江市街地の川の中の水は流れていくと考えております。言われるように、なかなか大橋川にたどり着くまでに、川がくねくねしておりますので、そのところの放水路を作ったり、あるいは上追子のポンプ場についても、今、松江市のほうで5.4トンというポンプ施設があるんですけども、それに県が増設をして10.4トンに増やして内水を外に吐き出していくというようなところで工夫をしております。

（委員） この、わりと狭い地域で、この中川周辺だけが洪水被害に遭ったという記憶が私にはなく、それはもう、四十間堀が氾濫して、黒田地域に水が出たと同じようになっている

と思うんですね。ここの、北田川と中川の2本の川があって、問題はここからの出口の問題じゃないかなという気はしているんですけども、中川自体の機能の問題で氾濫したことは過去にあるんですか。

(河川課) 中川の河道が狭くて氾濫をしたということでは、平成18年なども氾濫しております。

(委員) その時は、黒田は氾濫しなかったのですか。

(河川課) 黒田も氾濫しています。中川周辺と比津川周辺が氾濫しています。

[会長] ちょっといいですか。先ほど委員が質問をされた後、私とその質問に付け加えをしてしまったもので、委員、先ほどの回答でよろしかったでしょうか。

(委員) 大体のことは分かったんですけども、ちょっと違った質問をしてもよろしいでしょうか。さっきの続きですけども、非常に観光資源の近くで工事が続く形になって、何かそういう、松江城も国宝になったことですし、そういった面の影響とかは出ないのでしょうか。よそから来る観光客の方ですとか、住んでいる地域住民の方に、まあ用地買収という話も出ましたが、お聞かせください。

(河川課) ④番の朝酌川につきましては、旧計画のほうを見ていただきますと、松江市内の河川を全て拡幅するような計画にしておりましたので、景観上それは非常に大変なことだと思っておりました。それで、今回の新しい計画は、ポンプ施設、放水路、それから交融橋地点というような治水上ネックとなるところの拡幅とか、ピンポイントでなるべく市街地の景観を損ねないような方法で治水計画の変更、策定をしておりますので、景観上は配慮をしながらやっているという認識を持っております。

(委員) 大した話ではないので申し訳ないのですが、朝酌川の流域治水対策河川事業の中で、高校の校庭を一時貯水池みたいに使いますよというような話があったと思うんですけども、その効果というか、全体の水量に対してどれくらい貯水ができて、時間的にどれくらい出水を遅らせることができる計画をされているのか、ふと疑問に思ったものですから、教えていただきたいのと、あと、委員が言われていたように、結局、中川とか比津川とかの改修なんかよりも、宍道湖のところの排水能力を高めて一気に水を出せるような環境づくりのほうが、中川や比津川が氾濫したのは、先ほども言われていましたけれども、下流側というか、松江城に近い側の川の排水能力が追いつかなくて、それに連動する形で中川とか比津川のほうに広がって氾濫していることのほうが、多分大きいような気がするんですね。地形的に見ても。そうすると、中川とかでお金を使うよりは、ポンプ場とかもう少し下流側で工夫をしたほうがいいんじゃないかというご質問だったと多分思うんですね。だから、そのへんをもう少し詳しく教えていただければと思います。

(河川課) 言われるように、47年の災害の時には広範囲にわたって非常に長い雨が降りまして大橋川の水位が上がって、逆に松江市街地の河川の水が吐ききれなかったというところがあって、浸水被害を受けたところがありました。それで、国のほうも県のほうも、47年7月豪雨に対する対策ということで、国のほうでは大橋川を拡幅しますし、県のほうでは大橋川が拡幅され大橋川の水位が上がってしまうと逆に松江市街地に水が入ってきますので、そうならないように樋門といいますかゲートを設けて水が入らないように工夫しますし、また門を閉めてしまうと内水、松江市の中の川があふれてしまいますので、それについてはポンプとかそういったもので対応していこうということが47年の対応ということで、河川整備計画に位置づけられて、今、やりつつあるところです。順番としまして、上追子川のポンプ場増設を、今年度から用地買収等に着手する予定にしております、一応4年から5年くらいのところでの完成を目標にやっているところです。そして、それが終われば今度は放水路のほうに着手して行って、なるべく内水の川の拡幅というよりも、出口側、大橋川との接続の部分について、まず優先的にやっていこうと思っているところです。それで、今、中川をやっているのは、これは47年というよりもどちらかといえば平成18年、この時にはここだけで川が狭くて氾濫しているところもありますので、自己流といいますかこの中での流れを吐いてやろうということで、中川については平成18年対応の河道断面で、今、暫定改修というふうに説明しましたけれども、事業をやっているところです。

[会長] この④番と⑤番の事業については、再評価区分が、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業ということでここに挙がってきています。これは、おそらく今年の3月の計画変更に伴ってということなんですけれども、これ、数字的なものを見ると、朝酌川は全体計画といいますか、松江市全体を網羅するような計画になっていますよね。で、中川はその中の一部を形成する部分であるということで、これは当初からのもので考えるけれども、朝酌川については、すでに終わっている部分もあるのだけれども、要するに、今回の計画変更をふまえて改めてこの再評価委員会で審議いただきたいというような位置づけでよろしいでしょうか。

(河川課) はい、よろしいです。

(委員) 朝酌川の担当になって、ちょっと大変な事業を引き当てたなと思いつつ聞いていたんですけども、教えてください。まず、説明の時にはパワーポイントで資料が非常にたくさん出てきたのですが、いただいた資料は1枚しかなくて、例えば治水計画だったり、国が策定した整備計画だったり、島根県が策定した計画だったりといった細かい部分が分からないので、後日で構いませんので、資料をいただくと助かります。

(河川課) 今回は河川整備計画の内容だけを示したものでしたが、いわゆる、松江市街地の治水計画として全体のものがあって、それでこれがあるというようなところの資料もまた説明させていただきます。

(委員) お願いします。それと、事業の概要のところ、今回かかっているのはポンプ場増設と河川調節池、これが北高のグラウンドですね、それと交融橋のところの拡幅と放水路、この4つが④番の事業として挙がっているということですよ。

(河川課) はい、そうです。

(委員) そうすると、この資料の「事業の概要」というところの中に、中川ですとか四十間堀川とかというものが出ていますけれども、これは全体の概要が挙がっているということなんですか。今後も含めてとか、終わったことも含めてこういうのが全体の事業ですという書き方になっているのですか。

(河川課) この青色で書いてありますのは、現在こういった河川が松江市街地にはありませんということを示しています。

(委員) いえ、A3縦の資料の下のほうの河川整備計画策定後として示されている中の、「河川の概要」の下の「事業の概要」の中に、中川とか四十間堀川とかというふうに書かれているのは、これは新しく策定された形で、こういう全体像ですよということが書かれているのですか。

(河川課) そうですね。上追子川でいうと右下のポンプ場の増設ですし、四十間堀川の放水路整備というのが、この一番下の「放水路 L=約350m」と書いてあるものです。また交融橋地点の拡幅はその位置のところ、中川の河川調整池の整備というのは、この北高グラウンドのことを示しております。

(委員) この北高グラウンド河川調整池というのが、この中川の河川調整池ということなんですね。分かりました。表現が違っていたので、どのように対応しているのかがよく分からなかったものでお聞きしました。それと、グラウンドのことが委員のほうからも出たと思いますが、グラウンドは土のグラウンドですよ。そこに水を溜めてその水を放水すると、例えばグラウンドの土が川に流れていくとか、そういった浸かった後の影響というようなものが出たりはしないのでしょうか。

(河川課) 今はまだ、具体的にこのような施設をとというような設計までは終わっていないのですけれども、一応、容量的に調節効果があるということで、まだそこまでして、今後、ご指摘のあったような土が出ないような工夫とか、そういったことはやっていたらならないと思っています。

(委員) 分かりました。例えば、東京のほうだと国技館の下に貯水タンクをつくったりとか、スカイツリーの真下にもつくったりとか、何区だったかは忘れましたが路地尊をつくっ

て街全体で少しずつみんなが水を貯めれば大丈夫だよというような取り組みをしていたりとか、そういうようなことをしていると思うんですけども、例えば、今つくっている総合体育館の地下に貯水タンクをつくるというのは、お金が多分かかるので難しいのだろうとは思いますが、そういった街ぐるみでのソフト的な対策みたいなものを促すというような活動はされないのでしょうか。

(河川課) 今回の松江市街地治水計画ではソフト的なことにも取り組んでおりまして、ハザードマップによる危険箇所の周知ですとか、防災活動体制の整備ということで関係機関や民間団体との連携ですとか、あるいは防災資材の備蓄や調達体制の整備ですとか、そういったことも含めてやっております。

(委員) 路地尊の活用というようなことを、ぜひ草の根活動としてやってもらえればと思っているのですけれども。

(河川課) すみません。路地尊というのはどういったものなのでしょうか。

(委員) 各家が水がめみたいなのを水で貯めていけば、各住戸では少しずつでもみんなが貯めておけば川にその分流れずに済むというような、一戸一戸だったり町内会だったり、小さいけれども水を貯めるというような場所をつくるという活動なんですけれども。

(河川課) 少し、言われている内容とは違うかもしれないですけども、今、河川改修だけでは対応しきれないゲリラ豪雨とかもありますので、そういったものについては、下水道の雨水貯留槽とか、そういったものと連携をしながら治水対策をするようには考えております。なかなか民間の方といいますか、そういった部分は考えてはいないのですけれども。

(委員) 自治体での成功事例があるので、もしよろしければ松江市全体で、市民も考えていくような内容じゃないかなと思いますので、ちょっと本論と離れてしまったんですけども、そういうことも必要かなと思いました。

(河川課) ありがとうございます。

[会長] この④番につきまして、着手年度が平成27年度で進捗率が0でここに挙がってきているということは、基本的にいうと、河川整備計画の策定が平成26年度にされているわけで、ここのあたりのポイントがきちんと整理されていないと、これについて継続か中止かということで、例えば中止だというようなことになってくると、この整備計画そのものを否定してしまうこととなりますので、整備計画のポイントをきちんと整理したものを、いずれにしても提出していただかないことには審議のしようがないですね。だから、整備計画そのものについての基本的な考え方、なぜここで整備計画を新たに出したのか、もちろん今日ここで説明せよということではなく、後日で結構ですので、そのへんのポイントを整理し

ていただかないと、多分、これはなかなか難しい判断になろうかと思います。

そうしますと、委員からは何かございますか。

(委員) また勉強させていただいた上で申し上げます。

[会長] はい、分かりました。そうしますと、大体一通り意見も出尽くしたということで、一点だけ私から。今日、いろいろと意見をいただきましたが、まだ皆さん質問や意見は十分ではないと思います。なので、例えば執行部に対してこんな資料がほしいというようなことがあれば、逐次、事務局を通して資料請求をしていただければと思います。これから現地調査を行っていきますので、その際に提出していただくものもあったり、その都度請求に応じて提出していただくものもあろうかと思います。それらの回答につきましては、全委員の皆様差し上げるとい形になろうかと思うので、お含み置きください。それと、私、一点うっかりしておりましたが、本来は、今回の再評価の対象となっている各事業の島根県の総合発展計画の2次実施計画における位置づけについて説明を求めた上で審議を進めるべきでしたが、それをしておりませんでしたので、簡単に説明を受けたいと思います。

(事務局) それでは補足ということで、公共事業再評価対象事業の島根総合発展計画における位置づけについて説明をしたいと思います。お手元に、カラー刷りのA4横の「位置づけ一覧」という資料があると思います。この資料で説明をしたいと思います。この、島根総合発展計画ですけれども、平成20年3月に策定されまして、平成23年度までの4箇年を第1次実施期間、平成24年度から27年度までの4箇年を第2次実施期間と位置づけておりまして、島根が目指すべき将来像として、黄色で着色してある部分に書いてありますけれども、『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる活力ある島根』を掲げ、取り組んでおります。そして、その将来像を実現するために、表の中の左のほうに基本目標という欄がございますけれども、「Ⅰ・活力あるしまね」、「Ⅱ・安心して暮らせるしまね」、「Ⅲ・心豊かなしまね」の3点を掲げまして、その目標に対して各政策、施策がございます。今年度再評価を受ける各事業の位置づけについてですが、基本目標Ⅱ・安心して暮らせるしまね、政策1. 安全対策の推進、施策7. 災害に強い県土づくりに6事業、基本目標は同じく政策5. 生活基盤の維持・確保、施策1. 道路網の整備と維持管理に2事業が位置づけられております。それぞれの事業名については、吹き出しで表示しております。島根総合発展計画についての詳細な説明につきましては省略させていただきますけれども、お手元に抜粋版の計画書を付けておりますので、また後ほど確認していただければと思います。

[会長] ありがとうございます。大変失礼いたしました。今日ご審議いただきました地区につきましては、こういった上位計画の中で位置づけがされているというふうな、皆様方にはご理解いただければよろしいかと思っております。会長である私の不手際で予定していた時間を若干過ぎておりますけれども、以上で事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局) 会長、大変ありがとうございました。途中でお話が出ましたフォローアップにつきましては、平成23年度から、既に事業を終えた箇所がその後どうなっているかということで調査を行っておりまして、近年、毎年1箇所か2箇所の事後調査を行っております。今年度は、西部地区におきまして、主要地方道田所国府線の大金工区を対象にしたいというふうに考えております。

それでは、今後の日程ですけれども、あらかじめ委員の皆様にはご都合をお聞きしまして、第2回委員会としまして東部地区の現地調査を8月5日の水曜日に、第3回委員会としまして西部地区の現地調査を8月21日の金曜日に予定しております。詳細な行程につきましては、後日、電子メール等で連絡をさせていただきます。また、第4回、第5回の委員会の日程につきましては、これから委員の皆様のご都合を確認させていただいた上で決定したいと思います。それではこれもちまして、第1回島根県公共事業再評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

6. 閉 会